

## 半田市立小中学校教職員の公益通報に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)に基づき、教職員が知り得た通報対象事実に関して行われる通報(以下「公益通報」という。)について必要な事項を定めることにより、違法な事態を防止し、又は損失を最小限に抑え、公正な職務の遂行を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職の職員又は法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって半田市立小学校又は中学校(以下「小中学校」という。)に所属するもの、小中学校の管理運営に関し市から事務事業の受託を受けた者及びその受託業務に従事している者並びに公益通報の前1年以内にこれらの者であった者をいう。
- (2) 通報対象事実 公益通報者保護法第2条第3項の通報対象事実をいう。
- (3) 公益通報者 公益通報をした教職員をいう。
- (4) 公益通報相談員 教職員からの公益通報を受けるために設置する弁護士の資格を有する者をいう。

### (通報窓口の設置)

第3条 公益通報を受け付けるため、第6条に規定する公益通報委員会に公益通報窓口(以下「通報窓口」という。)を置く。

- 2 通報窓口担当者は、教育部学校教育課長(以下「学校教育課長」という。)とする。ただし、学校教育課長に係る公益通報は、教育部長を通報窓口とする。

### (公益通報の受付)

第4条 教職員は、通報対象事実が生じ、又は生じるおそれのあることを知り得たときは、通報窓口又は公益通報相談員に公益通報を行うことができる。

- 2 教職員が公益通報を行おうとするときは、公益通報書(様式第1)を提出することにより通報窓口又は公益通報相談員に通報するものとする。ただし、これにより難しいときはその他の方法によることができる。
- 3 前2項に規定する公益通報をするときは、原則として実名により通報することとし、通報する教職員の氏名及び所属、発生日時及び場所、通報対象事実の具体的な内容、通報対象事実を裏付ける証拠の状況等を明らかにして行うものとする。ただし、当該通報対象事実が客観的に証明できる資料がある場合は、実名によらないことができる。
- 4 公益通報は、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって利用をしてはならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、勤務条件に関する事案については、法令に違反するものを除き、公益通報を行うことができない。

### (公益通報の処理)

第5条 公益通報相談員は、前条に規定する公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口

報告しなければならない。

- 2 通報窓口は、前条に規定する公益通報を受けたとき又は前項の報告を受けたときは、次条に規定する教職員公益通報委員会に速やかに報告しなければならない。

(教職員公益通報委員会の設置)

第6条 教職員からの公益通報を処理するため、教職員公益通報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員は、教育長、教育部長、公益通報相談員及び学校教育課主任指導主事とする。

- 3 委員会の委員長は、事案ごとに、委員の互選により定める。

- 4 委員会の会議は、委員長が主宰する。

- 5 委員に係る公益通報については、当該委員は、次条第3項の規定に該当する場合を除き、会議に参加することができない。

(委員会の職務)

第7条 委員会は、第5条第2項の報告を受けたときは、当該公益通報に係る受理又は不受理の判断を行い、受理と決定したときはその旨を、不受理と決定したときはその旨及びその理由を、公益通報受理・不受理通知書(様式第2)により、速やかに公益通報者に通知しなければならない。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、委員長が指定する者（以下「調査員」という。）に調査を行わせることができる。

- 3 委員会は、前項に規定する調査のほか、必要があると認めるときは、当該公益通報に係る事案の決定に関し権限を有する者及び当該公益通報の対象となる者を監督する責任を負う者（以下「管理者等」という。）並びに当該公益通報の対象となる者から事情を聴くことができる。

- 4 委員会は、公益通報調査結果報告書（様式第3）により、公益通報者に調査結果を報告しなければならない。

- 5 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(調査員の調査)

第8条 調査員は、次に掲げるところにより調査を行い、当該調査が終了したときは、調査結果を公益通報調査報告書（様式第4）により委員会に報告しなければならない。

(1) 管理者等に説明を求め、及びその管理等する関係書類の提出又は閲覧を求めること。

(2) 管理者等に事情聴取又は実態調査について協力を求めること。

(是正措置等)

第9条 教育長は、法令違反又は公益に反する事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止等(以下「是正措置等」という。)を講じるものとする。

- 2 教育長は、前項に規定する是正措置等を講じたときは、教育委員会の委員に報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 公益通報者に関する情報は、非公開とする。

- 2 公益通報者は、通報したことを理由とする人事、給与その他の勤務条件等に係るいかな

る不利益も受けない。

(運営状況の公表)

第11条 教育委員会は、公益通報の件数、主な内容等について、毎年度公表しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、半田市の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

教職員公益通報委員会 様

所 属  
氏 名  
連絡先

公 益 通 報 書

1 通報対象事実の具体的な内容

（1）発生日時

（2）発生場所

（3）内容

（4）違反となる法令

2 通報対象事実を裏付ける証拠の状況（匿名による通報の場合は必須）

3 違法な行為をしている者の所属、氏名

（1）所属

（2）氏名

様式第2（第7条関係）

年 月 日

様

教職員公益通報委員会

公益通報受理・不受理通知書

年 月 日に受付をした公益通報は、当委員会において審議した結果、受理・不受理しましたので、半田市小中学校教職員の公益通報に関する要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 受理・不受理を決定した日  
年 月 日
- 2 不受理の場合は、その理由

様式第3（第7条関係）

年 月 日

様

教職員公益通報委員会

公益通報調査結果報告書

1 調査開始日

年 月 日

2 受付番号

3 通報対象事実の具体的な内容

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 内容

(4) 違反となる違反

4 調査結果及び内容

(1) 通報対象事実の有無 有 無

(2) 調査内容

5 教職員公益通報委員会の対応・不対応の判断及びその理由

6 特記事項

様式第4（第8条関係）

年 月 日

教職員公益通報委員会 様

調査員

公益通報調査報告書

1 調査期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 通報者

3 通報対象事実の具体的な内容

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 内容

(4) 違反となる法令

4 調査結果及び内容

(1) 通報対象事実の有無 有 無

(2) 経過・理由

5 特記事項